

# 令和3年度まちなか再生支援事業概要

## 1. 事業の概要

『まちなか再生支援事業』とは、市町村がまちなか再生に取り組もうとする際の課題への対応について、実務的なノウハウを有する外部人材の活用により対応策を講じるため、必要な経費の一部に対して助成するものです。

本事業では、まちなか再生に関する具体的・実務的ノウハウを有する専門家に、市町村が業務の委託をする費用の一部を助成することにより、市町村のまちなか再生をサポートします。

### ＜まちなか<sup>(※)</sup>再生とは＞

「まちなか再生」とは、まちなかの抱える様々な課題に対し、課題解決に向けた取組を実施することにより生活及び交流拠点としての機能の維持・拡大を図ることを指します。

#### ＜まちなかの抱える課題＞

- 居住者や来訪者の減少
- 空き家・空き店舗の増加
- 交流人口の減少・賑わいの喪失
- 街としての魅力・求心力の低下  
…など

#### ＜課題解決に向けた取組＞

- まちなかの維持保全・環境改善・施設整備
- インバウンド需要の活用を含む地域資源のプロモーション
- まちなか再生の担い手たるコミュニティの再生、人材の育成、組織の設立…など

生活及び交流  
拠点としての機能  
の維持・拡大  
へ

※助成対象とする「まちなか」とは、市町村において、一定程度の定住人口が集積し、生活に必要な各種機能を有する区域であり、市町村が生活及び交流拠点として重点的に整備を図ることが相当であると認める区域を指す。

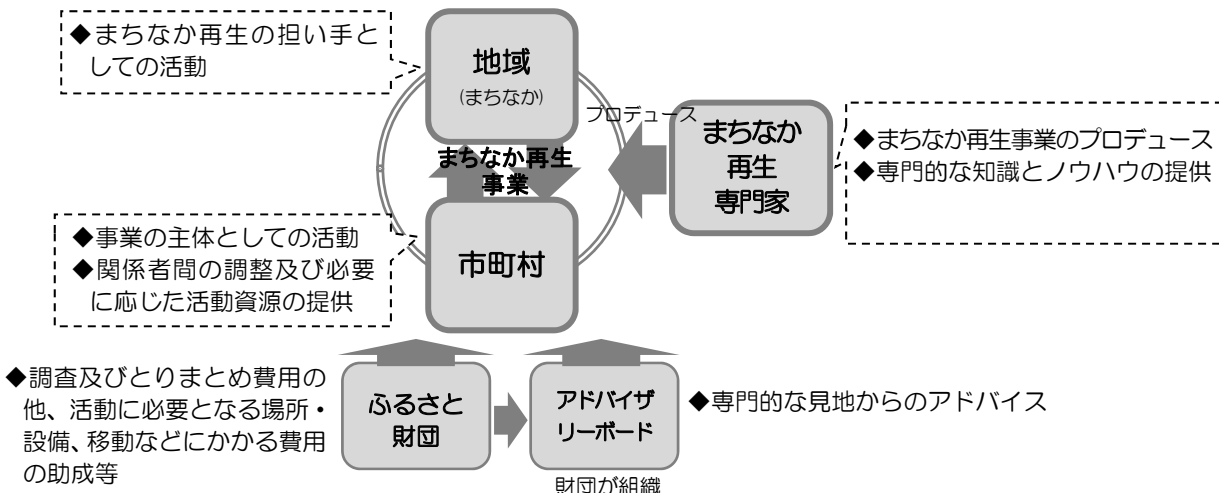
## 2. 事業の詳細

まちなか再生に取り組む市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託をする費用の一部を助成することにより、民間能力を活用してまちなかの都市機能等の維持・拡大を総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とした事業です。

### ＜事業イメージ＞

#### 具体的・実務的ノウハウを有するまちなか再生専門家のプロデュースにより、まちなか再生の取組を推進

まちなか再生に取り組む市町村に対して、具体的・実務的ノウハウを有するまちなか再生専門家に業務の委託等をする費用の一部を助成することにより、まちなか再生を都市機能等の維持・拡大を総合的な側面から促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とするもの。



## <助成事業の概要>

|               |   |
|---------------|---|
| 助成内容          | (1) 市町村の業務委託に要する経費に対する助成<br>(2) 市町村が実施するまちなか再生事業に対する助言  |
| 助成対象事業の概要     | 市町村がまちなか再生専門家の具体的・実務的ノウハウを活用してまちなか再生に取り組む事業   |
| 事業概念図         |   |
| まちなか再生プロデューサー | 次に掲げるいずれかの者とする。<br>(1) 市町村から委託されたまちなか再生事業の業務を、責任を持って遂行し、まちなか再生事業全体の総合的な企画、調整、統制等を行う者<br>(2) まちなか再生専門家チームに属するまちなか再生専門家のうち、当該チームの中心となる専門家 |
| 契約の相手方        | まちなか再生プロデューサー又はまちなか再生プロデューサーが所属（委嘱される場合を含む）する法人   |

(※)「まちなか再生専門家」とは、まちなか再生について、具体的かつ実務的ノウハウを有する専門家をいう。

## <公募概要>

|        |   |
|--------|---|
| 助成対象者  | 市町村(特別区を含む。)  |
| 助成対象業務 | (1) 市町村が、まちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー等と業務の委託契約を締結するものであること。<br>(2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。<br>(3) 市町村とまちなか再生専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等効果的に事業が実施される仕組みを有するものであること。<br>(4) 市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。<br>(5) 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。<br>(6) 助成対象業務に係る助成金等を国、独立行政法人、他の公益法人等から受けないものであること。<br>(7) 助成対象業務の目的や内容が「地方創生」に資するものであること。 |
| 助成対象件数 | 4件程度  |
| 公募期間   | 申請締切 令和3年1月29日(金)(財団必着)   |
| 助成内容   | 【助成金】 1事業当たり700万円以内<br>【助成率】 助成対象経費の2/3以内<br>【助成対象期間】 令和3年4月1日から令和4年2月18日までの間<br>【助成対象経費】 まちなか再生プロデューサー又はまちなか再生プロデューサーが所属（委嘱される場合を含む）する法人との契約金額に係る経費のうち、助成対象期間内の人件費、旅費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料その他助成対象業務を履行するために必要となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)   |
| 問合せ先   | (一財)地域総合整備財団<ふるさと財団><br>開発振興部開発振興課 担当:佐々木・門井<br>〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1麹町クリスタルシティ東館12階<br>【TEL】03-3263-5758 【FAX】03-3263-7423<br>【E-mail】kaihatsu-ka@furusato-zaidan.or.jp<br>【URL】https://www.furusato-zaidan.or.jp/  |

